

教員養成に係る組織【学部】

1. 組織等の名称および構成員

| 組織等の名称 | 構成員 | |
|-------------------|-----------|------------------|
| ア) 連合教授会 | 全学部専任教員全員 | |
| イ) 教学マネジメントセンター会議 | 計 8 名 | 教員 7 名、職員 1 名 |
| ウ) 学務委員会 | 計 10 名 | 教員 10 名 |
| エ) 免許資格支援センター会議 | 計 14 名 | 教員 12 名、職員 2 名 |
| オ) 教職課程委員会 | 計 8 名 | 教員 8 名(兼務 1 名含む) |

2. 組織等の役割

ア) 連合教授会

教学、研究全般に係る事項について審議決定する。

イ) 教学マネジメントセンター会議

全学的な教育の質的充実に対し、教育課程の編成に関する方針の策定と、授業内容及び方法の改善を図る教学推進並びに学習支援の企画と推進を目的とする。

教育の質的充実に向けた事業の企画・推進及び情報の収集と提供に関する事項、全学的教育に向けたカリキュラムの開発・改善に関する事項、初年次教育、学習支援に関する事項、授業評価等アセスメントの企画・実施・結果の集計・分析・評価に関する事項等を審議し、結果を連合教授会に上程する。

ウ) 学務委員会

本学の教育方針に基づき、教育課程の運営・実施など教務に関する事項、学生生活に関する事項及び外国人留学生に関する事項を審議し、学生生活の向上充実を図ることを目的とする。

このうち教務に関する事項については、教育課程に関する事項、学年暦、その他教務に関する事項等を審議し、結果を連合教授会に上程する。

エ) 免許資格支援センター会議

全学的な免許・資格養成課程に関する事項並びに免許・資格取得等における実習・教育支援に関する事項を円滑、効果的に運営することを目的とする。

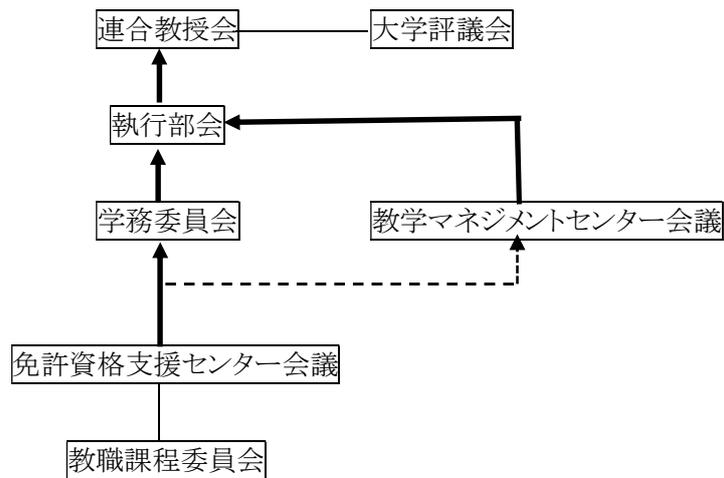
本学にて取り扱う全資格について、養成課程の履修に関する事項、教育実習・介護等体験並びに養成課程における実習の運営、指導、調整に関する事項、教育職員採用試験対策等に関する事項、教育職員免許状の授与申請に関する事項、所管官公省庁等への各種申請手続きに関する事項等を審議し、必要に応じ結果を学務委員会に上程する。

オ) 教職課程委員会

免許資格支援センター会議において、教員養成に特化した委員会を設ける。

教員養成に関する事項、教員免許状更新講習に関する事項等を審議し、免許資格支援センター会議に上程する。

3. 委員会の組織図



教員養成に係る組織【大学院】

1. 組織等の名称および構成員

| 組織等の名称 | 構成員 | |
|-------------------|--------|-------------------|
| ア) 大学院委員会 | 計 8 名 | 教員 8 名 (兼務 2 名含む) |
| イ) 教学マネジメントセンター会議 | 計 8 名 | 教員 7 名、職員 1 名 |
| ウ) 学務委員会 | 計 10 名 | 教員 10 名 |
| エ) 免許資格支援センター会議 | 計 14 名 | 教員 12 名、職員 2 名 |
| オ) 教職課程委員会 | 計 8 名 | 教員 8 名 (兼務 1 名含む) |

2. 組織等の役割

ア) 大学院委員会

教学、研究全般に係る事項について審議決定する。

イ) 教学マネジメントセンター会議

全学的な教育の質的充実に対し、教育課程の編成に関する方針の策定と、授業内容及び方法の改善を図る教学推進並びに学習支援の企画と推進を目的とする。

教育の質的充実に向けた事業の企画・推進及び情報の収集と提供に関する事項、全学的教育に向けたカリキュラムの開発・改善に関する事項、初年次教育、学習支援に関する事項、授業評価等アセスメントの企画・実施・結果の集計・分析・評価に関する事項等を審議し、結果を連合教授会に上程する。

ウ) 学務委員会

本学の教育方針に基づき、教育課程の運営・実施など教務に関する事項、学生生活に関する事項及び外国人留学生に関する事項を審議し、学生生活の向上充実を図ることを目的とする。

このうち教務に関する事項については、教育課程に関する事項、学年暦、その他教務に関する事項等を審議し、結果を連合教授会に上程する。

エ) 免許資格支援センター会議

全学的な免許・資格養成課程に関する事項並びに免許・資格取得等における実習・教育支援に関する事項を円滑、効果的に運営することを目的とする。

本学にて取り扱う全資格について、養成課程の履修に関する事項、教育実習・介護等体験並びに養成課程における実習の運営、指導、調整に関する事項、教育職員採用試験対策等に関する事項、教育職員免許状の授与申請に関する事項、所管官公省庁等への各種申請手続きに関する事項等を審議し、必要に応じ結果を学務委員会に上程する。

オ) 教職課程委員会

免許資格支援センター会議において、教員養成に特化した委員会を設ける。

教員養成に関する事項、教員免許状更新講習に関する事項等を審議し、免許資格支援センター会議に上程する。

3. 委員会の組織図

